

専任集落支援員だより

Vol.8

定住促進課 Tel0967(67)2705

■沢津野区の若手有志による住民団体が「地域再生モデル地区補助事業」を開始!

団体の名前は「沢津野早角会」。発足は今年の4月で、人口減少が加速する地域を次世代へ繋ぐため、今できることや残しておくことを話し合い、地域内外の交流イベントや文化の継承、休耕地の利活用など、さまざまなことを目指します。

11月7日には早角神社にしめ縄を奉納する行事が催されました。ワラの準備や、地震をきっかけに地区外へ引っ越された皆さんの招待など、たくさんの準備を経て迎えた懇親会は、とても賑やかで楽しい時間を過ごすことができたのではないでしょうか。地域のことを考え、実行し、人と関わる機会が増えればそれだけ

たくさんの思い出が作られていくと思うので、これらの活動に期待します。

■早角会からのコメント

本年4月に早角会が初のイベントであるしめ縄奉納を実施し、初めてのしめ縄作成に悪戦苦闘する中で沢津野の縁者であるという仲間意識を深め合うことができました。また、しめ縄奉納後の懇親会では区の内外から参加していただき、旧交を温めることができたと思います。



税務課からのお知らせ

固定資産税について

◆固定資産税とは

固定資産税は、毎年「賦課期日」である1月1日に、土地、家屋、償却資産(これらを総称して以下「固定資産」という)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

◆納税義務者とは

固定資産税を納める人は、原則として毎年1月1日時点の固定資産の所有者です。

※未登記の土地・家屋は、土地・家屋課税台帳に所有者として登録されている人または法人

◆固定資産の所有者が死亡している場合

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)前に死亡または消滅(法人)している場合、賦課期日において現に所有している人が納税義務者になります。

現に所有している人とは、一般的に死亡した人の相続人となります。しかし、死亡した人(消滅した法人)が生前に売買・贈与などで所有権を譲り渡している場合は、生前に所有権を取得した人となります。



◇相続人代表者指定(変更)届出書相続人などをあることを知った時点で、相続人代表者指定(変更)届出書を提出する必要があります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めたうえで同届出書を提出してください。翌年度以降は代表者へ納税通知書を送付します。

なお、同届出書は所有権を確定するものではありません。所有権を主張するには法務局において所有権移転の手続きが必要です。

◆次のような場合は税務課へ届け出願います。

- ・家屋の新增築や取り壊しをしたとき
- ・家屋の使用について、住宅を店舗に、事務所を住宅にするなど、用途を変更したとき
- ・未登記家屋の所有者を変更(売買・相続など)したとき
- ・償却資産を所有または抹消したとき
- ・固定資産税(土地・家屋)納税義務者で、村外に住んでいる人が住所変更したとき



固定資産税についての
詳しくはこちらへ
村HP

(問い合わせ) 税務課 Tel0967(67)2703